

令和2年4月吉日

松戸市居宅介護支援事業所連絡協議会 会長 上田 直生

<u>コロナウィルス感染症に係る運営基準の臨時的な取扱いについてのお知らせ</u>

(緊急事態宣言を受け補足)

4月9日付け地域ケア倶楽部にて「新型コロナウィルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、モニタリング対応方針の期間延長について(通知) <補足>」が出されており、その文末【以下、緊急事態宣言を受け補足】において次のように記載されています。

「緊急事態宣言発令中につきましては、状況の変化や感染拡大防止などの観点から、訪問によるアセスメント及びモニタリングの必要性を判断したうえで、電話等により状況確認を行うことを可能とします。・・・」。これについて介護保険課に問い合わせたところ、モニタリングについては次のような対応が可能になるとのことなので皆様にもご連絡します。

- ①電話で確認した結果、本人の状況に変化はなくサービスの見直しの必要性もないと判断される。サービス担当者にも確認したが、現状サービスの継続で問題がないと思われる場合は、本人から訪問の拒否がなくても電話等による状況確認のみで可能。
- ②サービス利用票については、郵送する等してあらかじめその内容(かかる費用等)について電話等で合意があれば、その旨を支援経過に記載しておくことで、利用者印については後日訪問した際に頂くことでも可能。
- ③上記の場合においても、モニタリングの結果を残すとともに、他のサービス事業所との 連携によるサービスの実施状況や本人の家族の状況把握に努め、聞き取った内容について は支援経過に記載する。

等以上のことを踏まえて、非常事態宣言発令中におきましては、各事業所で適切な判断をしていただき、感染防止拡大に努めていきながら利用者への支援をしていただきたいと思います。但し以上の点は現段階で発出されている通知を元に介護保険課に確認した内容であり、今後発出される通知によっては、内容が異なってくる場合もあります。ご不明な点は直接介護保険課までお問合せいただきますよう宜しくお願い致します。

以上